

# 石川県白山市立光野中学校PTA規約

## 第1章 名称

第1条 本会は、石川県白山市立光野中学校PTA（略称光野中学校PTA）と称する。

## 第2章 目的

第2条 民主教育の理解を深め、家庭、学校及び社会において生徒の健全育成を図る。

## 第3章 方針

第3条 本会は次の方針によって運営される。

1. 本会は、教育を本旨とする民主団体として活動する。
2. 本会は、生徒の健全育成のため活動する他の社会的諸団体及び機関と協力する。
3. 本会は、教育予算の充実、その他の**学校課題**について関係機関に意見を具申する。

## 第4章 会員

第4条 本会は次の会員によって組織されることとし、本会へは自由意思で入会、退会することができる。

1. 入会届の提出をもって入会とする。
2. 退会届の提出をもって退会とする。  
但し、子の卒業や転校または勤務校の移動によって会員資格を失うものは、退会届の提出は必要なく、会員資格の消滅をもって退会とする。
3. 通常会員  
本校に在籍する生徒の保護者と、本校に勤務する校長及び教職員とする。
4. 賛助会員  
在籍生徒を持たないが、本会の主旨に賛同する者とする。

## 第5章 会計

第5条 本会の経費は、会費及び寄付金等をもって支弁する。会費の額は総会で定める。

第6条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 役員

第7条 本会の役員は次のとおりとする。

1. 会長 1名
2. 副会長 4名
3. 書記 1名（教職員）
4. 会計 2名（保護者・教職員 各1名）
5. 役員の任期は1か年とする。但し、再任は妨げない。

書記並びに教職員の会計については、この限りではない。

第8条 役員の選出及び就任は次のとおり行う。

1. 会員に対し希望者を募り候補者を選出する。
2. 学年末総会にて役員候補者の承認を行う。
3. 選出された役員候補者は4月1日から就任する。

## 第7章 役員の任務

第9条 役員の任務は次のとおりである。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 総会並びに実行委員会の司会は、会長または会長の指名する者に当たらせる。
3. 会長は、実行委員会の承認を得て第18条の委員を任命する。
4. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をつとめる。
5. 書記は、総会及び実行委員会、各委員会の事務を司る。
6. 会計は、本会の収支を記録し、総会のつどこれを報告し、翌年度総会において、会計監査委員の監査を経た決算を報告する

## 第8章 総会

第10条 総会は年2回以上開かなければならない。但し、学年末総会は実行委員会をもってあてることができる。実行委員会は随時開き各種委員会、学級委員連絡会は必要により随時開かれる。

第11条 総会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とし、招集による決議または書面（議決権行使書）決議によるものとする。

1. 議決権行使書の未提出及び白紙提出は賛成に含むものとする。
2. 総会招集が困難な場合、書面総会実施をもって総会とすることを可能とする。

第12条 実行委員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1の要求があった場合には、会長は臨時総会を招集しなければならない。

## 第9章 実行委員会

第13条 実行委員会の構成、選出は次のとおりである。

1. 実行委員会は、役員、校長、教頭、地区委員、学年委員代表、教職員代表をもって構成する。
2. 実行委員の選出は次のとおりとする。
  - イ 地区毎に希望者から選出する。
  - ロ 学年毎に希望者から選出する。
  - ハ 教職員から3名、教職員の互選により選出する。
3. 実行委員会の委員長・副委員長はその都度選出する。

第14条 実行委員会の任務は次のとおりである。

1. 会長によって選ばれた特別委員会の委員を承認する。
2. 総会に提出する事業計画及び予算案を審議する。
3. 各種委員会によって立案された事業計画を審議する。
4. 会員の世話役となり、その連絡を緊密にする。

## 第10章 委員会の構成及び任務

第15条 地区委員

1. 地区毎に、希望者から選出する。
2. 地区委員は、地区委員会を組織し、地区内生徒の交通安全指導及び生徒の健全育成に資すると共に、地区会員の世話役となり、本会の運営に協力する。

第16条 学年委員

1. 学年毎に希望者から選出する。
2. 学年委員は、会員の世話役となり、学年運営に協力する。
3. 学年委員は、学年委員連絡会を組織し、学級・学年担任教師と共に学年の運営に協力する。

第17条 会計監査委員

1. 監査委員会の委員は2名とし、年度初めの総会において選出する。
2. 監査委員は、その年度の会計を監査し、その結果を翌年度初総会において報告する。

第18条 特別委員会

特別の目的を遂行するために必要である時は、実行委員会は特別委員会を設けることができる。

## 第11章 改正

第19条 本規約は、総会決議と同様に出席者の過半数の同意を必要とし、招集または書面による賛成によって改正することができる。書面未提出及び白紙は賛成に含むものとする。

付 則 本規約は昭和 57 年 4 月 1 日から実施する。

平成 3 年 4 月 1 日

- ・呼称の字句（育友会→P T A）改正に伴い、  
第 8 条 2 項、第 17 条 1 項、第 18 条 1 項 以上を改正する。

平成 15 年 5 月 9 日

- ・学年末総会は実行委員会をもってあてることができる。  
第 12 条を改正する。

平成 16 年 5 月 9 日

- ・第 9 条 1 項にニを追加改正する。

平成 17 年 5 月 7 日

- ・市町村合併（松任市→白山市）に伴い、  
規約の名称、第 1 条を改正する。
- ・実行委員会の改編に伴い、第 15 条を改正する。
- ・実行委員、学級委員に男 1 名選出するを削除、  
第 15 条 2 項ロ、第 18 条 1 項を改正する。
- ・地区委員は地区毎に 1～3 名選出を 1～2 名とする、  
第 17 条 1 項を改正する。

平成 1 8 年 5 月 12 日

- ・役員の任期は再任を妨げない。第 8 条 5 項を改正する。
- ・指名委員会の改編に伴い、第 9 条 1 項、付則を改正する。
- ・学級委員は学級毎に 3 名選出を 2 名とする、  
第 18 条 1 項を改正する。

平成 2 0 年 2 月

- ・第 22 条を追加する。（携帯電話の所持禁止）

令和 2 年 4 月

- ・第 22 条を削除する。（携帯電話の所持禁止）

令和 6 年 1 月

- ・会員入会方法の変更によって 4 章の 1 項、2 項の追加改正する
- ・組織の変更に伴い第 10 章 15 条、16 条を改正する。
- ・上記の改正に伴う関連項目の改正。